

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2013.10.1 No5



病害虫から大切な農産物を守るため頑張っています！

農家の皆さんが大切に育てた水稻や大豆の病害虫防除のため株式会社ル・シエル東長野（中仙地域）のメンバーは、今年も夏の暑い最中、朝早くからラジコンヘリによる農薬散布作業を行いました。防除効果を上げるためには、適期を逃がさず短期間で正確な作業を要しますが、雨や強風などの悪天候では作業ができないこともあり、メンバー8人それぞれ安全で効率的な作業を心がけながらチーム作業を進めていました。

協和地域

今年も農地パトロールを実施します。

今年度も農業委員会では、耕作放棄地の発生を防止するため農地パトロールを10月から11月にかけて一斉に実施します。

ご注意!

納税猶予されている農地を耕作しないで放置している場合は、納税猶予が取り消され課税される場合がありますので、現在猶予を受けている方はご注意ください。

西仙北地域、協和地域、南外地域を対象に

別段の面積を10aに設定!!

農地の権利を取得(買入れ、受贈、借入れ)する際の下限面積は50aとされてきました。しかし、農地法の改正により、地域の実情に合わない場合は農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました。

大仙市農業委員会では、大仙市農業委員会耕作放棄地対策協議会からの報告を踏まえ、遊休農地等が相当数確認された地域において、新規就農者の受入れの促進や農地の有効利用を図る観点から別段の面積を次のとおり設定しました。

別段の設定区域	別段の面積
西仙北地域、協和地域、南外地域	10a

◎別段の面積の運用

今後は西仙北地域、協和地域、南外地域の農地を取得する場合は、その農地の取得後の農業経営面積が10a以上あれば許可されます。大曲地域、神岡地域、中仙地域、仙北地域、太田地域の農地を取得する場合は従前どおり取得後の農業経営面積が50a以上なければ許可されません。

例えば、神岡地域の方が南外地域の農地を取得する場合は、農地取得後の農業経営面積が10a以上あれば許可されます。しかしながら、西仙北地域の方が中仙地域の農地を取得する場合には、取得後の農業経営面積が50a以上なければ許可されません。

※詳しくは、農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。また大仙市ホームページ農業委員会サイトでもご覧になれます。

ど存じですが未来の設計図「人・農地プラン」

「人・農地プラン」とは、地域農業・農村の諸問題、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を地域の皆さんで話し合いながらプランを作成し実行することで、問題を解決していくためのプランです。

① 集落・地域における話し合いによって次のような事項を決めます。

- ◇今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか。
- ◇中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。
- ◇中心となる経営体とそれ以外の兼業農家、自給的農家等を含めた地域農業のあり方。
(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

② 「人・農地プラン」に位置づけられると次のようなメリットがあります。

- ◇青年就農給付金(経営開始型)
※準備型は、「人・農地プラン」と関係なく給付されます。
- ◇農地集積協力金(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◇スーパーL資金の当初5年間無利子化(認定農業者)
- ◇経営体育成支援事業(適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方)

③ 「人・農地プラン」は、新たに新規就農者や法人等の中心となる経営体が出たとき、農業から引退を決意したときなどには随時見直すことができます。

※大仙市では、平成24年度から「人・農地プラン」の作成に取り組んでおり、現在までの完了地区は66地区で、集落数ベースでは77%となっています。(平成25年8月末現在)引き続き集落説明会、座談会等を開催し大仙市全域で完了することを目標に推進しています。(大仙市役所農林商工部農林振興課より)

大仙市農業委員会では、今後も集落説明会や座談会などの開催の際は、中心となる経営体の位置付けや農地の集積、耕作放棄地の防止活動等に関し、農地・農業の守り手として関係機関等と協力しながら「人・農地プラン」の作成支援をさせていただきます。

※「人・農地プラン」の詳細については、大仙市役所農林商工部農林振興課又は各地域の支所農林建設課、農政担当までお問い合わせください。

農地のご相談は、お近くの農業委員へご相談下さい。



農業委員は、地域の農業者の世話役として皆さんからのご相談をお受けいたします。農地の売買、贈与、貸し借り、転用等は、農業委員会の許可が必要です。経営規模を拡大したい、縮小したい等農地に関することは何でもお近くの農業委員にお気軽にご相談ください。(秘密はお守りいたします。)

事務局(神岡支所内) …	0187-72-4611(直)
大曲分室 ……………	0187-63-1111(代)
西仙北分室 ……………	0187-75-2966(直)
中仙分室 ……………	0187-56-2325(直)
協和分室 ……………	018-892-3694(直)
南外分室 ……………	0187-74-3001(直)
仙北分室 ……………	0187-63-3003(代)
太田分室 ……………	0187-88-1115(直)

農業委員会へのお問い合わせ

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4条・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(10日前後)後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には左記のとおりです。



許可申請の締切日等

ようこそ大仙市へ!

独立行政法人国際協力機構筑波国際センター（JICA筑波）の稲作技術開発コースで研修している研修員が8月22日から25日まで農家滞在実習（ホームステイ）のため大仙市仙北地域の農家を訪れました。仙北地域では、合併前の昭和54年から受入れを始めており今回で19回目となりました。農家滞在実習は、稲作農家と衣食住を共にし、米生産の現場に触れることで稲作技術の向上と理解を深めることのほか、関係された皆さんとの交流を通して国際交流を図ることを目的としています。



下沖田農機具格納庫で説明を受ける研修員



受入れ農家との交流

今回の農家滞在実習には、各国の農業に関わる公務員や技術、研究に携わる方々で、アフガニスタン、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、ミャンマー、パキスタン、パプアニューギニア、シエラレオネ、ウガンダの9カ国から9名の参加でした。また受入れについては、仙北地域で積極的に海外研修生を受入れしてきた農家代表の松本亨さんのほか風登英男さん、齊藤真津雄さん、加藤初雄さん、藤原稔さんの計5農家から受入れのご協力をいただきました。

初日の22日は大仙市長、JA秋田おばこを表敬訪問、23日にはJA秋田おばこ仙北支店のカントリーエレベーター・低温倉庫などのほか下沖田農機具格納庫、下沖田営農集団種子生産圃場、秋田県仙北平野土地改良区の用水管理センターなどの施設を視察し、24日、25日は各農家で農作業の実習を行いました。

農家滞在実習終了後、研修員からは、懇切丁寧なご指導や受入れ農家の皆さんから歓待していただいたことに対する感謝と、国際協力機構からは研修員の専門技術と日本に対する理解が一層深められたこと、多くの研修成果を得ることができたことに対し、お礼の言葉が届けられました。



JR大曲駅にて

平成25年度の農地と担い手を守り活かす 農業委員研修会が行われました。

秋田県農業会議主催の研修会が、8月6日横手市の横手セントラルホテルを会場に開催されました。

研修会では、日本再興戦略を中心とした農業情勢や新たな農地制度の展開に向けた農業委員会の役割等について説明されました。また、事例発表では大仙市農業委員会の菅原廣太郎農地専門委員長が、大仙市耕作放棄地対策協議会で協議してきた管内の耕作放棄地の現状と対策のほか、別段の面積を設定した経緯などを発表しました。耕作放棄地対策と「人・農地プラン」の推進にあたっては、地域内農地の詳細把握や農政部局との連携が重要であることなど、研修を通して改めて農業委員としての理解が深められました。



事例発表

管内農業者等のご紹介

◎ウサギや比内地鶏の生産販売に取り組んでいます！

ハッピー農場(有)きつかわ
吉川周平さん(64歳)

協和地域でウサギや比内地鶏の生産加工販売等の営業をしているハッピー農場「有限会社きつかわ」の吉川周平さんは、若い頃、北海道の大農場(牛、羊合わせて約2500頭飼育)で昭和63年末まで働いてきました。元々その農場で働くのは40歳までと決



直売店にて

めていたため、昭和64年から地元で北海道での経験を生かした畜産経営を決意しました。地元へ帰ってからは、大学や製菓会社などに出向き、様々な情報収集と交渉を重ねた結果、実驗用、医療用、食用に向けられるウサギの生産販売を始めることになりました。ほかにも比内地鶏の飼育に挑戦しており、現在は秋田県より比内地鶏のブランド認証を受け、生産から加工販売までを行っています。

現在ウサギは、約500ゲージに約500羽を飼育、実驗用、医療用、食用(アメリカ・フランス料理)へとそれぞれ3種類の用途に分け、年間3000羽の出荷を目標にしています。また比内地鶏は、ハウス3棟に放し飼いで約1200羽を飼育、年間4000羽を目標に主に東京方面へ出荷しています。



ハウスで放し飼いの比内地鶏

ここ数年大雪続きで、昨シーズンもウサギの飼育ゲージやハウス周りの除雪に苦労したとのことでしたが、今後もこれら畜産業の生産販売については、飼

育羽数を増やしながら経営規模の拡大を図り、消費者に求められる商品を提供するための生産加工技術の向上に努めたいと話していました。

現在、ハッピー農場では吉川さんのほか奥さんと従業員2名の計4名で生産から加工販売に取り組んでいます。自家加工商品は、国道13号道路沿いのハッピー農場直売店で販売していますので車で通勤の際には、是非お立ち寄りいただきたいとのことでした。

広報委員 加藤孝悦
(協和地域)

全国農業新聞



経営とくらしに役立つ
情報をお届けします！
農家のための情報誌
『全国農業新聞』

- ◆発行日 週一回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月600円
- 〔送料 税込み〕

○お申込みは、
農業委員会事務局
または各分室まで

訃報

農業委員会協力員(中仙地域)の柴田喜隆氏が8月14日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

なお、9月の総会において柴田氏に代わり澤田一氏が農業委員会協力員として新たに承認されました。



Q 農地を転用するとは、どのような行為をいうのでしょうか。

A ① 農地の転用には、農地法の許可が必要です。

農地の転用とは、農地を農地でなくすること、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅、工場、学校、病院等の施設の用地又は、道路、山林等の用地にする行為がこれに該当することになります。また、農地の形質には変更を加えない場合であっても農地をそのまま資材置き場にする場合等、人の意思によって農地を耕作の目的以外に使用する状態にするものは、農地の転用に該当します。しかし、人的行為でない理由によって耕作をしない状態になる場合（耕作放棄して原野状態になっている場合等）は転用に該当しません。

② 農地の転用に該当するかの判断に問題が多いものとして、ビニール

ハウス組立式建物等の施設があります。

この場合、農地に建てられる建物等が比較的簡易なものや一時的な使用であっても、農地を農地以外のものとして使用する場合は、農地の転用に該当します。したがって、ビニールハウス又は鉄骨の組立式の建物であっても、客観的にみて農地を建物敷地として使用するのであれば、許可が必要です。

③ 農地の所有者等が農業用施設に転用する場合、その面積が2a未満であれば、農地転用許可が不要となります。ただし届出は必要です。

農業用施設とは、農地の保全又は使用上必要な施設や農業経営上必要な畜舎、鶏舎、作業場等が該当します。前に述べたようなビニールハウス又は鉄骨組立式の建物が農業用施設として使用するためのものであれば、農地転用許可を必要としない場合があります。

※詳しくは、農業委員会事務局又は各分室にお問い合わせください。

◆平成26年1月より事業所得(農業所得等)等を有する白色申告者は、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

- ◎対象者は、事業所得(農業所得等)、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
- ◎記帳する内容は、売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載する。記帳にあたっては、取引毎ではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても良いことになっています。
- ◎帳簿等の保存期間は次のとおりです。

保存が必要な書類・帳簿		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※ 詳しくは、税務署にお問い合わせください。

平成25年度 大仙市農作業標準賃金・料金表(秋作業抜粋)

区 分			単 位	金額(円)	備 考
一般作業			1日	6,500	・作業時間は8時間とし賄いはなしとします。
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,400	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。
		未整理田		5,900	
		畑		5,900	
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	15,100	・すみ刈りは含みません。
		未整理田		16,100	
	一貫作業	整 理 田	10a	26,800	・一貫作業は刈取から調整までとします。
		未整理田		28,800	
籾 運 搬			10a	1,500	
籾 乾 燥			60kg	970	
籾摺り・調整				450	
精 米				600	
オペレーター			1時間	1,300	
地 上 防 除			10a (1回)	1,000	・農薬代は別途料金とします。

※この表は標準額ですので、圃場状態や作業の難易度により当事者間で決めてください。

※この料金表には、消費税が含まれています。※未整理田とは、30a未満の圃場をいいます。

大仙市農業委員会農地賃借料情報 (H24年1月~12月に締結された田の賃借料データ)

◎畑については提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

(10a当たり:円)

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数		
東 部 地 区	大 曲 地 域	圃場整備内	19,900	27,000	10,000	672	
		圃場整備外	16,500	23,000	9,000	683	
	中 仙 地 域	圃場整備内	19,500	30,000	10,000	673	
		圃場整備外	17,300	28,000	9,000	455	
	仙 北 地 域	圃場整備内	20,300	28,600	15,000	377	
		圃場整備外	17,800	25,000	9,000	238	
	太 田 地 域	圃場整備内	18,400	27,000	12,000	837	
		圃場整備外	17,300	23,000	12,000	225	
	(参考) 大仙市東部地区平均		圃場整備内	19,400			
			圃場整備外	17,100			

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数	
西 部 地 区	神 岡 地 域	全 域	15,900	20,000	7,000	395
	西 仙 北 地 域	刈 和 野	12,200	19,600	6,000	34
		土 川	12,300	17,000	6,000	223
		大 沢 郷	13,000	25,000	6,500	301
		強 首	18,300	24,600	8,000	154
	協 和 地 域	荒 川	13,300	15,200	10,000	47
		峰 吉 川	11,400	14,300	6,800	39
		船 岡	12,900	17,000	10,000	33
		淀 川	12,900	21,400	8,000	154
	南 外 地 域	南 檜 岡	13,200	21,500	6,000	260
		外 小 友	10,900	18,000	6,000	106
	(参考) 大仙市西部地区平均		13,800			

※西部地区は圃場整備の区分は設けていません。

※(参考)平均額は、データ数による加重平均の値です。 ※データ数とは、集計に用いた筆数です。



大仙市

農業委員会だより【第五号】

農業者年金相談コーナー

Q&A新制度編

Q 私は、農業後継者で今年30歳になる国民年金の第1号被保険者です。現在、国民年金の加入のみで老後が心配です。農業者年金に加入したいのですが、保険料の支払い等何か有利となる助成制度はないでしょうか。

A 保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。概要は次のとおりです。

◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

☆ **政策支援**は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(右表)を満たせば受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※ 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。
※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

早い加入が有利です!

政策支援は受けられる補助の割合と期間に年齢による差があります。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間	性別	通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給額計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	76万円	55万円	22万円
		女性		65万円			65万円	47万円
30歳	30年	男性	720万円	52万円	588万円	52万円	41万円	12万円
		女性		44万円			44万円	35万円
35歳	25年	男性	600万円	41万円	528万円	41万円	35万円	6万円
		女性		35万円			35万円	30万円

(注) 上記金額は、千円単位で四捨五入しており金額が一致しないことがあります。
この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.07%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。
運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.15%は、農林水産省告示(H25. 4. 1施行)により定められている率です。

☆ **政策支援を受けられる期間**は最長20年間です。(35歳以上で加入した場合は最長で10年間です。)

☆ **国庫補助を受けている間の保険料**は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

☆ **国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合**は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせください。

編集後記

6月、暑さに加えての小
雨、7月は一転しての多雨
8月、各地で豪雨や土石流
予期せぬ気象に翻弄されつ
つも、作物は太陽と土と水
に育てられています。

空模様が気になり天候は
重要な問題です。雪解けを
気にし、日照りや長雨に悩
み、日々天候に左右され収
穫し、頑なに農を守ろうと
必死です。

さて、農業委員会だより
も第5号を発行するまでに
なりました。手探りでのス
タート、苦手な原稿依頼や、
写真撮影等々初めての経験
です。広報委員が何度か集
まり、協議を重ね見やすい
読まれやすい紙面にしてい
きたいと思っております。

大仙市の農業をもっと知
っていただきたいの思い
は伝わりましたでしょうか。

広報委員 小松 一 男
(太田地域)

発行/大仙市農業委員会
〒019-1170-1
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3
編集/大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷/楳松本印刷